

■ 香南市議会議員政治倫理条例（案）に関するパブリックコメントの結果について

【概要】

香南市議会では、このたび香南市議会議員政治倫理条例（以下、「条例」といいます。）を策定します。

本条例（案）は、市政が市民の皆様から厳粛な信託を受けたものであることを認識し、各議員が市民全体の代表者として人格を磨き、倫理の向上に努めること等を規定しています。過去の不祥事を反省し、二度と不祥事をおこさないとの決意のもとに慎重に議論を重ねて策定したものです。

本条例（案）に対し、市民の皆様から貴重なご意見をいただきましたので、結果を公表します。

【意見募集結果】

- 意見の募集期間：令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）
- 意見等の受付件数：2人（7件）
 1. 全体に対するご意見・ご提案 3件
 2. 個別条項に対するご意見・ご提案 4件

ご意見の概要、回答、対応

No.	ご意見の概要	回答	対応
1	<p>第3条の事項に関して議員自身の役職に関しての項目も加えるべきである。議員となった暁には、全身全霊を持って議員として邁進すべきであり、他の所属する団体や組織の役職はすべからず退くのが妥当であると考えている。たとえ、金銭が発生しないボランティア団体であっても間接的な利益享受の迂回先に利用される可能性はゼロでなく、本人にその気はなくとも、役職や立場が利用される懸念があるため、事前に自ら全ての役職から退くのが相応しい。そのため、第3条の事項に、「議員の職務にまい進するため、議員以外の全ての所属する団体組織（営利・非営利問わず）からの役職を辞する」という項目を付け加えるべきである。</p> <p>ただし、会社や企業の役職は、生活安定に関わるため免除とする旨も加えてもらいたい。</p> <p>昨今は人の善意が利用される時代であるため、不安要因は極力取り除くのが賢明と考える。</p>	<p>ご意見は、議員が各種団体や組織の役職に就くことを禁止する趣旨だと理解します。同様の意見は議員からも提出され、条例案策定の過程において詳細な議論を行いました。</p> <p>議員から出された主な意見は、次の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政から補助を受けている団体（町内会、自治会等を除く）の長に就任すべきではない。 ・団体に関して、一切関与しないほうがよいのではないか。 ・小規模な団体まで対象とするのは適切ではないのではないか。 ・届出制とする方法もあるのではないか。 ・口利きや働きかけ等、圧力をかけるのが悪いのであって、役職に就任するのが悪いわけではない。 ・営利企業も団体に含まれるため、同様の問題が生じるのではないか。 <p>このように議員間でも意見が分かれたため、本条例案には当該事項について規定を設けないこととしました。</p> <p>ただし、附則において、「議会は、この条例の施</p>	<p>施行後3年を目途として予定している条例の規定の再検討の際に、参考意見として活用させていただく。</p>

		<p>行後3年を目途として、この条例の施行の状況その他議員の条例の遵守状況等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとし、その後においても、4年ごとに同様の検討を行うものとする。」と規定しています。条例施行後の状況を勘案したうえで、次回の検討時には、この論点については、改めて議論させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。</p>	
2	<p>1. 初めに 議員政治倫理条例を作成しなければならないような人格、倫理観の方は、議員になるべきではないし、このような条例で縛らなければ活動できない議員は、自ら辞職するべきだと考えます。なぜこのような条例を作成しなければならないのか？</p> <p>その根本理由を議員全員に問い正したい。こんな条例がないと市民の信託としての議員活動ができないのですか？</p> <p>この条例がなかったから、法令違反をして辞職せざるを得なかった議員が何人もいたのでしょうか？私は違うと考えます。議員になるべきではなかった人が議員をしていた。また市民がそのよう</p>	<p>全国的に議員による倫理観に欠けた事例が散見され、問題のある行動や不適切な言動が報道されるケースが少なからず見受けられます。</p> <p>こうした状況をふまえ、また、県内自治体の制定状況等も参考にして、本条例を策定することといたしました。</p> <p>なお、本条例の制定趣旨は、議員の倫理観について改めて明確にし、現在及び将来の議員にとっての指針となるものを策定することですので、ご理解よろしくお願ひします。</p>	<p>貴重な意見として参考にさせていただきます。</p>

<p>な人を選挙で議員にしていた。問題の根幹は、議員とその人を選んだ市民にあるのだと考えます。条例がなかったからではないと思います。本当にこの条例は必要ですか？</p> <p>2. 問題の本質</p> <p>これまで議会本会議の一般質問を時間の許せる範囲で長年傍聴してきましたが、これが本会議で莫大な税金と貴重な時間を費やして、3か月に1度ただ開催しているだけとしか思えないような、緊張感のない質疑が一部の議員を除いてほとんどと感じています。</p> <p>従って執行部もその場しのぎの答弁で、ただやり過ごしている本会議です。同時配信が当然なのに、ケーブルTVでの放送は1週間後、議事録に至っては3か月後の次の議会の頃に配布、ほとんど質問さえしない議員、本会議で執行部に教えて下さいと質問する議員、ほとんどが自身の出身旧5ヶ町村の質問をする議員、課長に直接確認すれば済むような質問をする議員、質問しっぱなしで執行部の答弁の確認すらしない議員、そんな質問を本会議でする？というような議員、申し上げに</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。議員全員で共有し、今後の参考とさせていただきます、今後議会改革調査特別委委員会等で議論していきます。</p>	<p>貴重な意見として参考にさせていただきます。</p>
--	--	------------------------------

<p>くいますが、市議会議員の適性があるとは思えないような議員が多数だと考えています。二元代表制において、権限をもって行政を執行している執行部を厳しくチェックしなければならない議員が、このような議会本会議という事では、その他の議員活動についても押して知るべしと考えます。なあなあな事なかれ（良く言えば仲良し）議員活動なら、19名も議員は必要ありません。現状であれば半分以下の議員数でよいと考えます。これまでのような傍聴する市民がほとんどいない本会議を続けられたら良いと考えます。</p> <p>こんな本会議に執行部の課長、支所長など全員出席する必要はありません。自治法で決められた役職者と当日答弁予定の課長だけが出席すればよいと考えます。</p> <p>3. 本条例（案）について</p> <p>（目的）第1条において、「香南市議会議員が市民全体の代表者として」とありますが、これでは誤解が生じると考えます。</p> <p>議員は市民の代表ですか？市民の代理人であり、有権者の利益を代表する役割を負うのではあ</p>	<p>確かに、地方自治法上、「代表」という文言が使用されているのは、市町村長に限られており、議員に関して、「代表」と規定した条項はありません。（参考：第147条 普通地方公共団体の長</p>	<p>貴重な意見として参考にさせていただきます。</p>
--	---	------------------------------

	<p>りませんか？代表という考え方は、議員は偉いという勘違いを想起させると考えます。</p> <p>(議員の責務) 第2条について、こんな根本的な</p>	<p>は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。)</p> <p>しかしながら、判例上は、議員が特定の者の指示に従う「代理人」ではなく、市民全体の利益を考慮して自律的に判断・行動する「代表者」と位置付けられており、また、一般的にもそのように解釈されているところです。加えて、日本国憲法第15条第2項において「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定されているとおり、議員もまた、特定の団体や個人の利益のためではなく、住民全体の利益のために誠実に職務を行う奉仕者であることが求められます。</p> <p>本条例は、そのような趣旨を再確認し、各議員が自覚をもって、人格と倫理の向上に努めなければならないことを規定したものですので、何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>一方で、ご指摘の「議員は偉いという勘違い」をしてはならないとの趣旨のご指摘はまさにその通りであると受け止めております。貴重なご意見として、議員全員で共有させていただきます。</p>	<p>貴重な意</p>
--	---	---	-------------

<p>ことが、本来の議員の責務でしょうか？この内容は議員だけではなく一部の言葉を読み替えば、市長も公務員も、もっと言えば民間企業においての役職者にも言える社会人として当たり前の事ではないでしょうか？</p> <p>令和5年4月26日に地方自治法が改正され、議会の役割や議員の職務等が地方自治法上で明確化されています。それは、次の3つの重要な意義を持ちます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会とは何かを住民にしっかり御理解いただく。 ・ 議員がその重い責任をさらに強く自覚する。 ・ 女性や若者など多様な人材の議会への参画を図る。 <p>議員の皆さんがなされなければならない責務は、前述した本会議において、市民の代理人として執行部の行政をチェックし、問題があれば厳しく追及し、市政を改善し続ける本会議とし、傍聴席が満席になって傍聴希望者が抽選になるような議会にすることが議員の大事な責務ではないですか？</p> <p>それが、有権者の利益を代表する役割を負う議員ではありませんか？</p>	<p>貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。確かに「当たり前の事」で、規定する必要はないというご意見もあると思います。しかしながら、ご指摘にもあるとおり、「議員がその重い責任をさらに強く自覚する。」ためにも、改めて、条例として明文化しましたので、その趣旨をご理解いただけますと幸いです。</p> <p>また、「議会とは何かを住民にしっかり御理解いただく」、「女性や若者など多様な人材の議会への参画を図る」、その他いただいたご指摘の内容については、まさにそのとおりだと受け止めております。</p> <p>さらに、「本会議において、市民の代理人として執行部の行政をチェックし、問題があれば厳しく追及し、市政を改善し続ける本会議とし、傍聴席が満席になって傍聴希望者が抽選になるような議会にすること」とのご指摘についてもそのとおりであります。そのうえで、本会議にとどまらず、常任委員会での審議や日々の住民からの相談への対応など、地道に日常的な活動を積み重ね、議員としての責務を果たしてまいります。</p> <p>いただいたご意見を、議員間で共有し、ご期待に応える活動ができるよう努力してまいります。</p>	<p>見として参考にさせていただきます。</p>
---	---	--------------------------

	<p>(政治倫理基準) 第3条以下については、法令等で決められている事が大部分であり、条例にしくても、守らなければならない事が書かれているだけです。</p> <p>4. 最後に</p> <p>とても厳しい意見だったと思いますが、議員への個人攻撃ではなく、香南市議会を良くし、市政の発展の為の意見ですので、お気を悪くされな</p>	<p>「条例にしくなくても、守らなければならない事が書かれているだけです。」とのご指摘は、もっともなご意見であると受け止めております。しかしながら、議員の行動基準をあらかじめ明確にしておくことにより、市民の皆様の政治に対する信頼回復の一助になればと考え、今回、条例として制定するに至りました。</p> <p>また、一般に、「倫理は個人の問題であり、条例は不要」との声があることも承知しておりますが、現実には自主的な対応だけでは限界があると感じております。</p> <p>すべての議員が常に高い倫理観を持って行動するためにも、明文化されたルールが必要と考えました。また、万一、問題が起きたときに、適切な対応を図るための処分や改善の手続きについても規定する必要があると考えました</p> <p>以上の趣旨をご理解いただけたら幸いです。</p> <p>「パブコメに文字制限を課す事自体、議会の問題点が現れています。」とのご指摘は真摯に受け止</p>	<p>貴重な意見として参考にさせていただきます。</p> <p>貴重な意見として参考にさ</p>
--	--	---	--

	<p>いよう願います。</p> <p>まだまだ言いたい意見はありますが、2000文字の制限がありますので、この辺で終わりたいと思います。議会運営において、もしこの意見が少しでもお役に立てると幸甚です。</p> <p>追伸：パブコメに文字制限を課す事自体、議会の問題点が現れています。</p>	<p>めております。</p> <p>一方で、パブリックコメントにおいて、字数制限を設けることには一定の意義があると考えております。その主な理由は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① すべての市民のご意見を等しく扱うために、文字数を制限することで、一定の公平性を保つことができること。 ② 長文のご意見が多数寄せられた場合には、整理・分類・要約作業が困難になること。 ③ 少数の方による長い主張が集中すると、それが全体の意見のように見えてしまい、民意を正確に反映できなくなるおそれがあること。 <p>今後は、いただいたご意見に配慮させていただきつつ、上記①～③の理由に合理性があるかについて検討し、より開かれた意見募集の仕組みを検討してまいります。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>	<p>せていただく。</p>
--	---	---	----------------